

# 日本組織適合性学会の各賞に関する規定

## 日本組織適合性学会における表彰規則

### 第1条(名称)

日本組織適合性学会における表彰は二種類とし、その名称は次のとおりとする。

1. 日本組織適合性学会賞(以下「学会賞」という。)
2. 日本組織適合性学会学術奨励賞(以下「奨励賞」という。)

### 第2条(目的)

学会賞は、組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野において顕著な業績をあげ、本会の発展に特筆すべき功績を残した者を表彰し、もってその栄誉をたたえることを目的とする。

奨励賞は、日本における組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野に関連する学術的研究を若い会員に奨励するために、優れた若手研究者を表彰し、もって組織適合性分野の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条(受賞資格)

#### 1. 学会賞

本学会の正会員として、5年以上の会員歴があり、以下の条件を満たす者とする。

- 1) 組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野において顕著な業績をあげ、組織適合性学会の発展に特筆すべき功績を残した実績を有すること。
- 2) 本学会の正会員、または名誉会員であること。
- 3) 正会員である場合は、推薦時の年会費が納入済みであること。

#### 2. 奨励賞

本学会の正会員(当該年度大会までに正会員となるものを含む)であり、以下の条件を満たす者とする。

- 1) 組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野に関する学術的研究において、その内容が優れていること。
- 2) 申請時の年会費が納入済みであること。
- 3) 奨励賞を受賞した者は、原則として受賞年度の次年度以降も正会員を継続すること。
- 4) 当該年度の大会に、筆頭演者として演題を応募すること。
- 5) 応募しようとする演題の内容において、応募者が中心的な役割を果たしたこと。
- 6) 応募しようとする演題の内容が本学会に未発表であること。
- 7) 受賞後原則として3ヶ月以内に、受賞課題に関する原著論文あるいは総

説をMHC へ投稿すること。

8) 過去 3 年間に奨励賞を受賞していないこと。

9) 奨励賞の応募者は当該年度の4 月 1 日において、原則として45 才以下であること。

#### 第4条(審査と選考)

##### 1. 学会賞

学会賞選考委員会を次のとおり定める。

- 1) 学会賞選考委員会は、評議員の中から評議員による選挙で選ばれた選考委員7名により構成される。
- 2) 委員長は、選考委員の互選により選ぶ。ただし、選考委員に理事長が含まれる場合は、理事長が委員長をつとめる。
- 3) 選考委員の選挙で7位に同票の複数の候補者が出た場合は、若年の評議員を選考委員とする。
- 4) 評議員より選ばれた選考委員の任期は4年とし、重任を妨げない。
- 5) 評議員より選ばれた選考委員の任期終了後、2年ごとに4名と3名の改選を繰り返す。
- 6) 学会賞選考委員会は、応募・推薦のあった学会賞受賞候補者の貢献・業績等を審査し、原則として、投票により過半数を得た者を、受賞者として選考する。
- 7) 委員長は、選考に係る審議内容・経過とともに、該当受賞者を理事会に報告し、その承認を得るものとする。
- 8) 学会賞選考委員会は、受賞候補者の選考にあたっては、受賞候補者自身から直接の影響を受けてはならない。また、委員は密接な利害関係者の審査に加わらない。

##### 2. 奨励賞

学術奨励賞選考委員会を次のとおり定める。

- 1) 学術奨励賞選考委員会は、理事長、学術賞担当理事、学会賞選考委員、並びに学術賞担当理事が選考した若干名の評議員によって構成する。ただし、理事改選年にあつては、学術賞担当理事による若干名の評議員の選考は、前年の学術賞担当理事がこれを行う。
- 2) 委員長は、学術賞担当理事が務める。
- 3) 委員会は、応募のあった奨励賞受賞候補者の中から、抄録の内容や当該年大会中の各候補者の口頭発表内容の評価等を参考にして、学術奨励賞選考委員会にて1～3名の受賞者を選考する。委員会は、受賞候補者の選考にあたっては、受賞候補者自身から直接の影響を受けてはならない。また、委員は密接な利害関係者の審査に加わらない。
- 4) 委員の任期は、学術賞担当理事の任期を超えないものとする。また、学術賞担当理事が選考した評議員の任期は1年とする。

## 第5条(応募と推薦)

### 1. 学会賞

学会賞は自薦または他薦とし、前年度の4月末までに、日本組織適合性学会事務局に、候補者に関する以下の書類を提出しなければならない。なお、他薦の場合には、推薦者は正会員でなければならない。

#### 1) 履歴書

書式は自由とし、A4用紙にて1枚程度とする。連絡先住所、電話番号、FAX、e-mailアドレス、生年月日、年齢を記入する。

#### 2) 業績概要

書式は自由とし、A4版用紙にて2~3枚程度とする。

#### 3) 論文業績リスト

書式は自由とし、代表的な論文3編について、各1部(コピーも可)を添付する。

#### 4) 応募動機(他薦の場合は推薦書)

書式は自由とし、学会賞への応募理由(他薦の場合は推薦理由)をA4版用紙1枚に記載する。

### 2. 奨励賞

奨励賞に応募しようとする会員は、当該年度の大会の一般演題申込み締切り日までに、大会事務局に以下の書類を提出しなければならない。

#### 1) 抄録

一般演題に応募した抄録

#### 2) 応募ファイル

1頁目に、演題名、演者(全員)、所属(全員)、および応募者(筆頭演者)の連絡先住所、電話番号、FAX、e-mailアドレス、生年月日、年齢を記入する。

2頁目以降に、応募した(1)研究の背景、(2)研究の意義、(3)日本組織適合性学会との関わり(これまでと今後の方針・希望など)を、項目ごとに300-400字程度でまとめる。

## 第6条(学会賞受賞者の決定)

理事会は、学会賞選考委員会が選考した受賞者について、その妥当性を審議し、承認あるいは非承認を決定する。また、審議内容・経過を含めて学会賞受賞者を評議員会並びに総会に報告するものとする。

## 第7条(賞の授与)

### 1. 学会賞

理事長は、当該年度の大会において、学会賞受賞者に「賞状」および「賞金」を授与する。

### 2. 奨励賞

学術賞担当理事は、当該年度の大会にて選考結果を公表し、奨励賞受賞者に「賞状」および「賞金」を授与する。

#### 第8条(賞金)

賞金の授与額は、学会賞受賞者に対しては「10万円」、奨励賞受賞者に対しては「総額15万」までとする。

#### 第9条(雑則)

本規定の変更は、委員会及び当法人の理事会で審議し社員総会に報告を行う。

2. 本規定の実施に関し必要な事項は、委員会の議決を経たのち、当法人の理事会の承認を得て別に定める。

#### 第10条(改廃)

本規定の改廃は、理事会の議を経て、総会にて決定する。

#### 付則

1. 附則:第1期の評議員より選ばれた選考委員に限り、3名は任期2年、4名は任期4年とする。
2. この規定は令和5(2023)年12月12日から施行する。